



医療福祉費支給制度 (マル福)が変わりました。

7月1日からピンクの医療福祉費請求書（マル福用紙）が廃止され、受給者証と保険証の提示で受診できます。

乳幼児（未就学児）、ひとり親家庭、重度心身障害者でマル福を受給されている人は、茨城県内の医療機関での受診は6月までは(福)医療福祉費請求書（マル福用紙）を提出する必要がありましたが、7月1日からは(福)医療福祉費受給者証を保険証とともに提示することで、受診できるように簡略化されました。

ただし、妊産婦でマル福を受給されている方は、今までどおり(福)妊産婦医療福祉費支給申請書（ブルーのマル福用紙）を医療機関に提出する必要がありますのでご注意ください。

医療福祉費支給制度（マル福）の対象者

ひとり親

対象者	①離婚・死別などにより配偶者のいない人で18歳未満の子を監護している人とその子（配偶者に障害があり就業困難な場合も対象となることがあります）②両親のいない子
期間	申請の日から子が18歳の学年末（3月31日）まで。子が重度障害や高校等在学の場合などは20歳まで延長となることがあります。
助成の内容	外来自己負担金（※1）、入院自己負担金（※2）を超える医療費
所得の制限	親の所得が309万6千円未満（扶養1人につき38万円加算）または同一世帯で1,000万円を超える人がいないこと
更新の時期	6月下旬

重度心身障害者

対象者	①身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）②療育手帳のA・マルA判定③障害年金1級④療育手帳のB判定かつ身体障害者手帳3級
期間	手帳交付月の初日から（障害の状態が対象となる状態でなくなったときは終了となります）
助成の内容	保険診療分の医療費 平成19年3月までは入院時の食事代の標準負担額の2分の1
所得の制限	本人または同一世帯で1,000万円を超える人がいないこと
更新の時期	6月下旬

※1）**外来自己負担金** 1医療機関について1日600円（600円に満たない場合はその額）、月2回まで。ただし調剤薬局の外来自己負担金はかかりません。茨城県の制度に統一となり、旧市町の独自助成事業で外来自己負担金が戻っていた人の助成はなくなりましたので、この分は戻りません。※2）**入院自己負担金** 1日300円、10日以上入院でも1か月3,000円が限度となります。

注）対象となる期間について転入の人は転入の日から、申請が遅れたときは申請月からとなります。

■筑西市自治会連合会総会を開催



6月27日、市民会館で、平成18年度筑西市自治会連合会総会を開催。新年度役員や事業計画、予算などが承認されました。役員については、中川郁夫会長（関城支部長）、井狩浩一副会長（下館支部長）、袖山信勝副会長（協和支部長）が留任し、新たに島田順一副会長（明野支部長）を承認。議事終了後には、重責を果たされ退任した自治協力員22人を表彰し、併せて市から感謝状を贈りました。

■成田・古内排水施設が完成



7月11日、成田・古内排水施設完成式が行われました。これは、国土交通省下館河川事務所が整備を進めていた施設で、大雨により住宅などが冠水するのを防ぐため、ポンプを使って水路の水を小貝川に排水するものです。完成式典終了後には通水セレモニーが行われ、市長と市議会議長、下館河川事務所長、地元自治会代表、地権者が揃って起動ボタンを押し、排水ポンプの運転を開始しました。

■筑西市誕生1周年記念 NHK ハッピーフェスタ

市とNHK水戸放送局は、筑西市誕生1周年を記念して、『NHKハッピーフェスタ』と題するさまざまなイベントを行っています。7月8日・9日にはアニメ番組のキャラクターと写真撮影などができる『デジタルおじゃる丸ランド』を、7月1日から17日には『NHK番組パネル展』を、ともにスピカ1階で実施しました。

新しい受給者証

医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	82080987
受給者番号	1234567
被保険者証等の記号及び番号	筑西 010123456701
保険種別	国保
保険者番号	080986
住所	筑西市下中山732-1
受給者氏名	チクセイタロウ
	筑西太郎 男
生年月日	平成15年1月1日
有効期間	平成18年7月1日から
	平成18年12月31日まで
筑西市	
交付年月日	平成18年7月1日
<small>有効期間について、「ひとり親」「重度障害」で受給している方は毎年6月末日、「乳幼児」は誕生月の末日ですが、保険証の有効期限がそれより短い場合はその年月日が記載されます。</small>	

???
医療福祉費支給制度
マル福とは...

筑西市に住所があり、各種の健康保険に加入している方のうち、妊産婦、乳幼児（未就学児）、ひとり親家庭の母

子・父子及び重度心身障害者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成するものです。ただし、所得の制限があるため制限を超えている場合は本制度は受けられません。

妊産婦

対象者	妊産婦
期間	母子健康手帳を交付された月の初日から出産日の翌月末日まで
助成の内容	医療機関で支払った保険診療分の医療費から外来自己負担金（※1）、入院自己負担金（※2）を引いた金額を届出口座に振り込み
所得の制限	本人・配偶者のそれぞれの所得が401万円未満（扶養1人につき30万円加算）または同一世帯で1,000万円を超える人がいないこと
更新の時期	なし

乳幼児

対象者	小学校入学前までの子（未就学児）
期間	出生の日から小学校へ入学する年の3月31日まで
助成の内容	外来自己負担金（※1）、入院自己負担金（※2）を超える医療費
所得の制限	父・母それぞれの所得が401万円未満（扶養1人につき30万円加算）または同一世帯で、1,000万円を超える人がいないこと
更新の時期	誕生月の下旬（1日生まれの子は誕生月の前月の下旬）

●問い合わせ 保険年金課医療福祉係 内線236